

不動産取得税用途非課税一覧表（令和7年4月1日現在）

次に掲げる対象者が対象不動産を取得した場合、非課税措置の制度があります。
詳しくは不動産の所在地を所管する県税事務所にお問い合わせください。

対 象 者	対 象 不 動 産
○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ○独立行政法人水資源機構 ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ○日本放送協会 ○土地改良区 ○土地改良区連合 ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ○国立研究開発法人理化学研究所 ○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの
○宗教法人	専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物及び土地を含む。）
○学校法人 ○私立学校法第152条第5項の法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）	その設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産 その設置する寄宿舎で学校教育法第1条の学校又は同法第124条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産
○公益社団法人、公益財団法人 ○宗教法人 ○社会福祉法人	その設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産
○公益社団法人又は公益財団法人で職業能力開発促進法第24条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの ○職業訓練法人で政令で定めるもの ○都道府県職業能力開発協会	その職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産
○公益社団法人、公益財団法人	その設置する図書館において直接その用に供する不動産
○公益社団法人、公益財団法人 ○宗教法人	その設置する博物館法第2条第1項の博物館において直接その用に供する不動産
○医療法第31条の公的医療機関の開設者、医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人、租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている医療法人 ○公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に限る。） ○社会福祉法人 ○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会	その設置する医療関係者（看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士）の養成所において直接教育の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の認可を得たもの	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○医療法人	経営する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○医療法人 ○学校法人	経営する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○医療法人 ○学校法人 ○児童福祉法第35条第4項の規定による認可を得たもの	経営する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、保育所、児童家庭支援センター、里親支援センター）の用に供する不動産

対 象 者	対 象 不 動 産
○学校法人 ○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項若しくは第3項の認定又は同法第17条第1項の設置の認可を受けたもの	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社	経営する老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(養護老人ホーム)の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○農業協同組合連合会のうち老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされるもの	経営する老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○農業協同組合連合会のうち老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされるもの ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会 ○国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 ○国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 ○国民年金基金、国民年金基金連合会 ○商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。) ○石炭鉱業年金基金 ○全国市町村職員共済組合連合会 ○地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会 ○日本私立学校振興・共済事業団 ○医療法人	経営する老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター)の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○農業協同組合連合会のうち老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされるもの ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会 ○国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 ○国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 ○国民年金基金、国民年金基金連合会 ○商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。) ○石炭鉱業年金基金 ○全国市町村職員共済組合連合会 ○地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会 ○日本私立学校振興・共済事業団 ○医療法人 ○老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターの設置について同法第15条第2項の規定により届け出たもの	経営する老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(老人介護支援センター)の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	実施する社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(生計困難者に対して助葬を行う事業、女性自立支援施設を経営する事業、授産施設を経営する事業、生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業、母子・父子福祉施設を経営する事業、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業、社会福祉法第2条第2項各号及び同第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業)の用に供する不動産
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人	実施する社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(道路交通法施行令第8条第2項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する盲導犬訓練施設を経営する事業)の用に供する不動産

対 象 者	対 象 不 動 産														
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)第1条の規定による改正前の社会福祉事業法第2条第3項第5号に掲げる事業の経営について平成11年3月31日までに同法第64条第1項の規定により届け出た宗教法人	実施する社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業)の用に供する不動産														
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○医療法人	実施する社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(福祉ホームを経営する事業、身体障害者福祉センターを経営する事業、補装具製作施設を経営する事業、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業、生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業)の用に供する不動産														
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会 ○国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 ○国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 ○国民年金基金、国民年金基金連合会 ○商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。) ○石炭鉱業年金基金 ○全国市町村職員共済組合連合会 ○地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会 ○日本私立学校振興・共済事業団 ○医療法人	<table border="1"> <tr> <th>社会福祉法(老人福祉法)上の事業名</th><th>介護保険法上の事業名</th></tr> <tr> <td>老人居宅介護等事業</td><td>訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 訪問型サービス(第一号訪問事業)</td></tr> <tr> <td>老人デイサービス事業</td><td>通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所型サービス(第一号通所事業)</td></tr> <tr> <td>老人短期入所事業</td><td>短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業</td><td>小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</td></tr> <tr> <td>認知症対応型老人共同生活援助事業</td><td>認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</td></tr> <tr> <td>複合型サービス福祉事業</td><td>複合型サービス</td></tr> </table>	社会福祉法(老人福祉法)上の事業名	介護保険法上の事業名	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 訪問型サービス(第一号訪問事業)	老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所型サービス(第一号通所事業)	老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	複合型サービス福祉事業	複合型サービス
社会福祉法(老人福祉法)上の事業名	介護保険法上の事業名														
老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 訪問型サービス(第一号訪問事業)														
老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所型サービス(第一号通所事業)														
老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護														
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護														
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護														
複合型サービス福祉事業	複合型サービス														
○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○公益社団法人、公益財団法人 ○農業協同組合、農業協同組合連合会 ○消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会 ○国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 ○国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 ○国民年金基金、国民年金基金連合会 ○商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。) ○石炭鉱業年金基金 ○全国市町村職員共済組合連合会 ○地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会 ○日本私立学校振興・共済事業団 ○医療法人 ○右欄に掲げる事業を営業者又はこれらの事業を営営することが確実であると見込まれる者	実施する社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あっせん事業、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを営業者、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業、福祉サービス利用援助事業)の用に供する不動産														
○更生保護法人	更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業(宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業、地域連携・助成事業)の用に供する不動産														
○介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から同法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業(地域包括支援センター)の用に供する不動産														
○児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上であるものに限る。)の用に供する不動産														

対 象 者	対 象 不 動 産
○日本赤十字社	直接その本来の事業の用に供する不動産で医療施設、介護老人保健施設、介護医療院、救護員養成施設、救護用物品貯蔵施設、採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産 ※その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち医療施設、介護老人保健施設、介護医療院、救護員養成施設、救護用物品貯蔵施設、採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設以外のものに限られます。
○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号又は第2号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○学術の研究を目的とする公益社団法人及び公益財団法人	その目的のため直接その研究の用に供する不動産
○健康保険組合、健康保険組合連合会 ○国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会 ○日本私立学校振興・共済事業団 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法による組合及び連合会	経営する病院及び診療所の用に供する不動産 ※その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち病院及び診療所の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設以外のものに限られます。
○医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人	直接医療法第42条の2第1項第4号に規定する救急医療等確保事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療)に係る業務(同項第5号に規定する基準に適合するものに限る。)の用に供する不動産 ※その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設以外のものに限られます。
○農業共済組合、農業共済組合連合会	経営する家畜診療所の用に供する不動産 直接農業保険法第131条第1項(同法第172条、第174条及び第187条において準用する場合を含む。)の規定による損害の額の認定の用に供する不動産
○独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設において直接その用に供する不動産
○独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号から第3号まで、第7号又は第15号イに規定する業務の用に供する土地及び同項第1号から第3号までに規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第13号若しくは第16号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち同項第1号から第3号までの規定による住宅の敷地の整備若しくは住宅の用に供する宅地の造成又は同項第13号若しくは第16号の規定による賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋
○地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法第21条第1項又は第3項第2号若しくは第4号に規定する業務の用に供する土地及び同項第1号の住宅の建設又は同項第2号の宅地の取得若しくは造成と併せ、同項第6号に規定する業務として土地又は家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものを取得し、若しくは造成し、又は建設する場合における当該土地及び家屋
○独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号、第3号、第4号又は第7号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産、宿舍の用に供する不動産(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍及び療養施設において看護師が使用するものを除く)及びその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設以外のものに限られます。
○独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化振興会法第14条第1項第1号から第5号までに規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産(劇場施設と一体となつて機能を発揮しているものを除く。)、宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第1号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号若しくは第7号又は附則第5条第3項第3号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産、宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍、障害者職業センターの行う職業リハビリテーションを受けるもののために設置する宿舍及び機構が公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のために設置する宿舍を除く。)の用に供する不動産以外のものに限られます。

対 象 者	対 象 不 動 産
○国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法第23条第1項第1号、第3号、第8号イ又は第10号に規定する業務の用に供する不動産 ※外国の研究者のための宿舍の用に供する不動産、会議場施設の用に供する家屋(当該会議場施設に含まれる部分に限るものとし、当該会議場施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。)及びその用に供する土地 (事務所の用に供する不動産、宿舍の用に供する不動産、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設、宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設以外のものに限ります。)
○独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第2号に規定する業務の用に供する不動産及び中心市街地の活性化に関する法律第39条第1項の業務の用に供する土地 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する不動産(滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地、成田国際空港株式会社法第5条第1項第2号に規定する航空保安施設の用に供する不動産、緑地帯、公園その他の緩衝地帯の用に供する土地、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅及びその用に供する土地)
○新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第9条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する不動産(滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地、排水施設、照明施設、護岸、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの施設に隣接する緑地帯、関空等統合法第9条第1項第2号に規定する両空港航空保安施設の用に供する不動産及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条第2項により買入れる土地)
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項第1号に規定する指定会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項第2号に規定する事業の用に供する不動産(排水施設、照明施設、護岸、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの施設に隣接する緑地帯)
○中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第2項に規定する指定会社	中部国際空港の設置及び管理に関する法律第6条第1項第1号又は第2号に規定する事業の用に供する不動産(滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地、排水施設、照明施設、護岸、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの施設に隣接する緑地帯(都市計画法第7条第3項の市街化調整区域内にあるものに限る)及び中部国際空港の設置及び管理に関する法律第6条第1項第2号に規定する航空保安施設の用に供する不動産)
○独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第1号イ若しくはロ、第4号イ、ロ若しくはニ又は第5号イに規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1号から第4号までに規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。)の用に供する不動産以外のものに限られます。
○国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法第17条第1号、第3号、第4号又は第6号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。
○独立行政法人国民生活センター	独立行政法人国民生活センター法第10条第1号から第5号までに規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られます。

対 象 者	対 象 不 動 産
○日本下水道事業団	日本下水道事業団法第26条第1項第7号又は第8号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産、宿舍の用に供する不動産及び職員の福利及び厚生 の用に供する不動産以外のものに限られます。
○商工会議所	商工会議所法第9条に規定する事業の用に供する不動産 ※宿舍の用に供する不動産、他の者に貸し付ける不動産(国又は地方公共団体に 無償で貸し付けるものを除く。)並びに職員の福利及び厚生のために供する不動 産以外のものに限られます。
○日本商工会議所	商工会議所法第65条に規定する事業の用に供する不動産 ※宿舍の用に供する不動産、他の者に貸し付ける不動産(国又は地方公共団体に 無償で貸し付けるものを除く。)並びに職員の福利及び厚生のために供する不動 産以外のものに限られます。
○商工会	商工会法第11条に規定する事業の用に供する不動産 ※宿舍の用に供する不動産、他の者に貸し付ける不動産(国又は地方公共団体に 無償で貸し付けるものを除く。)並びに職員の福利及び厚生のために供する不動 産以外のものに限られます。
○都道府県商工会連合会	商工会法第55条の8第1項に規定する事業の用に供する不動産 ※宿舍の用に供する不動産、他の者に貸し付ける不動産(国又は地方公共団体に 無償で貸し付けるものを除く。)並びに職員の福利及び厚生のために供する不動 産以外のものに限られます。
○全国商工会連合会	商工会法第55条の8第2項に規定する事業の用に供する不動産 ※宿舍の用に供する不動産、他の者に貸し付ける不動産(国又は地方公共団体に 無償で貸し付けるものを除く。)並びに職員の福利及び厚生のために供する不動 産以外のものに限られます。
○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第14条第1項第1号に規 定する業務又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第2項から第4項まで に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られ ます。
○国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第1号から第5号までに規 定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍(水産に関する学理及び技術の教授を受 ける者のための宿舍を除く。)の用に供する不動産以外のものに限られます。
○国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法第14条第1項第1号から第8号までに規定 する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られ ます。
○独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第3号に規定する業務の用に供 する不動産(外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産で、当該外国人留学生 の生活の向上に資すると認められるもの)
○日本司法支援センター	総合法律支援法第30条第1項に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られ ます。
○国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第1項第1号から第3号まで又は 第2項第1号に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られ ます。
○特定建設線(全国新幹線鉄道整備法第4条第1項に規定 する基本計画に定められた建設線のうち国土交通大臣が 総務大臣と協議して定めたもの)の建設主体として国土交 通大臣が指名した法人	国土交通大臣の認可を受けた特定建設線の工事实施計画に係る新幹線鉄道の鉄 道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設(鉄道線路、停車場、車庫及び車両検 査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備)の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産、宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使 用するものとされている宿舍を除く。)の用に供する不動産以外のものに限られま す。
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第15条第1項第4号から第6号 まで又は第2項に規定する業務の用に供する不動産 ※事務所の用に供する不動産及び宿舍の用に供する不動産以外のものに限られ ます。